

（観光の振興に寄与する人材の育成）

- 第16条** 県は、観光の振興に関し意欲及び知識を有する者並びに観光に関する事業における指導者の育成を図るため、観光又は観光に関する事業の振興に関する社会教育の充実及び専門家の派遣、観光資源に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 知事は、大学又は専修学校が観光の振興に寄与する人材を育成するため自主的に事業を実施する場合には、その求めに応じて、これに協力するよう努めるものとする。

【説明】

- 1 千葉県は観光が産業として発展していくためには、観光に関連する事業に携わる人材の育成が不可欠です。
また、「観光づくり地域活動」を促進する上でも、地域のリーダーの育成をはじめ、観光に関わる人々の資質や能力の向上が重要であることから、教育、学習の観点から広く必要な施策を講じようとするものです。
- 2 「その求めに応じて」とは、『学問の自由』（大学の自治）を守るという観点から、大学等の要請に対する協力という形をとったものです。